

2025 年計量士国家試験 計量関係法規 解答&アドバイス

見本

略

問 5

計量法の知識がない状態で 1 の出題文を読むと、至極当然のことをいっているような気がする。「S I 単位」「販売しなければならない」が正しくない。1 で正確に即答していないと、続く 2 3 4 5 と読まなくてもよい長文を読まされるハメになる。対策としては、短い出題文から先に読むとよい。では 1 を正しく直すとどうなる？「計量して販売するのに適する商品は、法定計量単位で示して販売するように努めること」。「努める」である、「しなければならない」ではない。また「S I 単位＝法定計量単位」ではない。ではこれは正しいか？「特定商品を密閉して販売するときは、いかなる場合も必ず計量し法定計量単位で示さなければならない」。この質問には「政令で定める商品」「政令で定める特定商品」「政令で定める特定商品以外の商品」の 3 つの違いを明確に理解していないと答えられない。トラの巻 Section-2 をみれば答えはわかる。

略

問 10

またまた長文の続く出題。短い文章のどこから読むと、2 修理したときは検査すること○
4 事業の廃止は事前に届出×。4 が正解。製造事業者が事業を廃止するのに事前のお伺いは
いらない。届出は事前か事後か、よく出題されるパターン。トラの巻 Section-6 をみれば 1
～ 5 全て容易に確認できる。

略